

株式等をお売りになって確定申告をする場合は…

国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】の

「確定申告書等作成コーナー」で  
「申告書」が作成できます!



「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税の確定申告書や株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書などが作成できます。

作成が  
終わったら



インターネットで送信!



e-Tax

国税電子申告・納税システム

e-Taxならこんなにいいこと

- ① 作成コーナーから電子申告
- ② 添付書類の提出省略
- ③ 還付がスピーディー

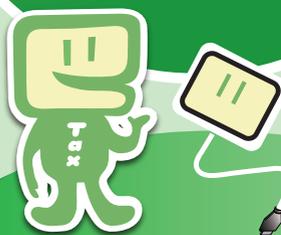
申告書等のデータを印刷して、郵送等で提出することもできます。

書面提出



- 株式等をお売りになって、「譲渡益」がある場合は、原則として「確定申告」が必要ですが、特定口座のうち源泉徴収口座でお売りになった場合の「譲渡益」については、「申告不要」を選択することができます。  
なお、「譲渡損失」がある場合でも、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」の適用を受けるためには、譲渡損失の金額が生じた年分以後の年分において、連続して「確定申告」が必要です。
- 平成26年1月1日以後に上場株式等の売却により生じた所得については、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます(源泉徴収口座内の上場株式等の売却により生じた所得について源泉徴収される場合も同様です)。  
※ 上場株式等の譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は平成25年12月31日をもって廃止されました。  
※ 平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、上記所得税と併せて、所得税の額に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税が課されます。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など)を希望される場合は「事前予約制」とさせていただいております。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。  
なお、確定申告期に設置される申告相談会場で確定申告書を作成される場合は、事前予約は承っておりません。

# e-Taxを ご利用になる 前に



## 2 ICカードリーダー の用意

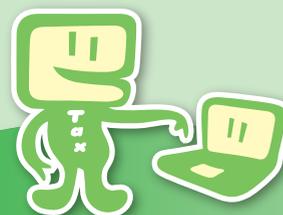
「1」で取得した電子証明書に適したICカードリーダーを、家電販売店やインターネット通信販売などでお求めください。



## 1 電子証明書の取得

e-Taxで申告等データを送信する際には、事前に住基カードに格納された電子証明書を市区町村で取得してください(手数料がかかります。)

(注) 住基カードに格納された電子証明書は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月以降に申請・交付が開始される「個人番号カード」に格納されます。



## 3 e-Taxの初期登録

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、一連の操作で初期登録から確定申告書等の作成・送信までを行うことができます。

## e-Taxを利用して 所得税及び復興特別所得税の 申告をすると…

### その1 添付書類の提出又は提示を省略することができます。

源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などの記載内容を入力して送信することで、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

### その2 還付金を早く受け取ることができます。

e-Taxによる還付申告は3週間程度で処理しています(自宅や税理士事務所からe-Taxで1月・2月に申告した場合は、2~3週間程度で処理しています。)

確定申告書等作成コーナー等の操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎ 0570-01-5901)」へお問い合わせください。ヘルプデスクの受付時間:月曜日~金曜日9時から17時(祝日等及び12月29日~1月3日を除きます。)  
※ 確定申告期間中の受付時間については、e-Taxホームページ【[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)】でご確認ください。

### (お知らせ) 社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成27年10月以降、個人番号及び法人番号の通知が開始されます。税務署へ提出いただく申告書・法定調書等にも番号の記載が必要となりますが、所得税及び復興特別所得税の確定申告については、平成28年分の確定申告書から個人番号を記載していただくこととなっています。社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、内閣官房ホームページをご覧ください。  
※ 内閣官房ホームページ【[www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/)】